記載例①

ご注意

1　黒のボールペン又はペンで記載してください。

2　転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

C　退職者→普通徴収（未徴収税額を退職者が直接納入）の場合

年度	[✓ 1．] 現年度　2．新年度　3．両年度

◎異動があった場合は，速やかに提出してください。

茨城町長　殿

令和3年11月4日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
フリガナ	マルマルショウジ（カ
氏名又は名称	〇〇商事株式会社　代表印　㊞
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4　←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載
特別徴収義務者指定番号	99999
宛名番号	123456-7
連絡担当者　所属	経理課
連絡担当者　氏名	小堤　次郎
連絡担当者　電話	029-292-1111　内線（　999　）

指定番号は市町村ごとで異なります。

特別徴収税額通知書の「適用」に記載の数字を必ず記入してください。

記載内容について応答できる方の連絡先を記入してください。

給与所得者

フリガナ	イバラキ　ハナコ
氏名	茨城　花子　　旧姓（千葉）
生年月日	[✓ 昭]・平　33年　3月　3日
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
受給者番号	
1月1日現在の住所	茨城町大字駒場450番地
異動後の住所	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
72,000円	6月から　10月まで　30,000円	11月から　5月まで　42,000円	3年　10月　31日	1（右から番号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他（事由・理由　）	3（右から番号を記入） 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）

◎転勤（転職）等による特別徴収を継続する場合には，次の欄に記載してください。（新勤務先で記　　　　さい。）

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	
所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	

新しい勤務先へは、月割額　　　円を
　　月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	（右から番号を記入）　1．必要　2．不要

10月末で退職した給与所得者の徴収方法を11月分から普通徴収に変更する場合

（ア）特別徴収税額（年税額）	**72,000円（6月から翌年5月分）**
（イ）徴収済額	**30,000円（6月から10月分）**
（ウ）未徴収税額	**42,000円（11月から翌年5月分）**

普通徴収税額

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は，次の欄にも記載してください。

2．一括徴収の場合

理由	徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
（右から番号を記入） 1．異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2．異動が令和4年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月　日	円

左記の一括徴収した税額は、
　　月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を普通徴収（給与所得者が直接納付）する場合は，次の欄にも記載してください。

3．普通徴収の場合

理由	※市町村記入欄
1（右から番号を記入） 1．異動が令和3年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2．令和4年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3．死亡による退職であるため	

死亡退職の場合、相続人氏名、連絡先をご連絡ください。

【提出先】〒311-3192　茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地　茨城町　総務部税務課　住民税グループ

退　て　届出　年の1月31日までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）の提出が必要です。